

漁業法(昭和24年法律第267号)第69条第1項の規定により、令和5年1月1日付けをもって次のとおり漁業の免許をしたので公示する。

令和5年1月1日

石川県知事 馳 浩

1 内水面漁場計画の公表の際の公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名

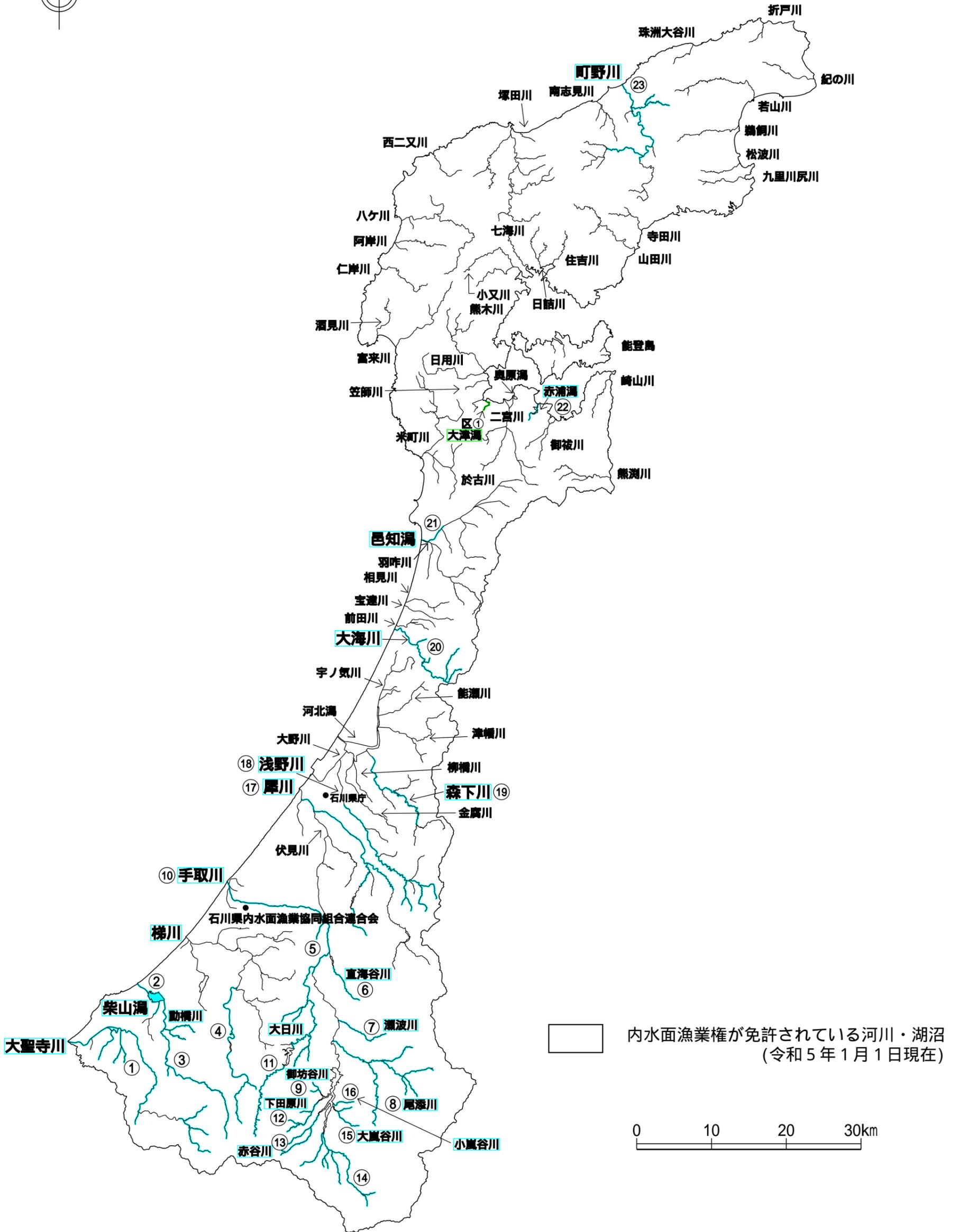
公示番号 免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称	免許の内容	漁場図
内共第1号	加賀市大聖寺中新道町60	大聖寺川漁業協同組合 組合長理事 西野清克	<a href="#">別紙1-1</a>	<a href="#">別紙1-2</a>
〃 2号	加賀市柴山町3の94番地	柴山瀉漁業協同組合 組合長理事 坂本文栄	<a href="#">別紙2-1</a>	<a href="#">別紙2-2</a>
〃 3号	加賀市南郷町又15番地1	動橋川漁業協同組合 組合長理事 山口英義	<a href="#">別紙3-1</a>	<a href="#">別紙3-3</a>
〃 4号	小松市瀬領町丙77番地	大杉谷川漁業協同組合 組合長理事 河西秀晃	<a href="#">別紙4-1</a>	<a href="#">別紙4-2</a>
〃 5号	白山市鶴来本町四丁目又85番地	白山手取川漁業協同組合 代表理事組合長 横山隆也	<a href="#">別紙5-1</a>	<a href="#">別紙5-2</a>
〃 6号	〃	〃	<a href="#">別紙6-1</a>	<a href="#">別紙6-2</a>
〃 7号	〃	〃	<a href="#">別紙7-1</a>	<a href="#">別紙7-2</a>
〃 8号	〃	〃	<a href="#">別紙8-1</a>	<a href="#">別紙8-2</a>
〃 9号	〃	〃	<a href="#">別紙9-1</a>	<a href="#">別紙9-2</a>
〃 10号	〃	〃	<a href="#">別紙10-1</a>	<a href="#">別紙10-2</a>
〃 11号	小松市花立町ホ34番地1	新丸漁業協同組合 組合長理事 村口太一	<a href="#">別紙11-1</a>	<a href="#">別紙11-2</a>
〃 12号	白山市白峰口9番地	白峰漁業協同組合 代表組合長 加藤唯央	<a href="#">別紙12-1</a>	<a href="#">別紙12-2</a>
〃 13号	〃	〃	<a href="#">別紙13-1</a>	<a href="#">別紙13-2</a>
〃 14号	〃	〃	<a href="#">別紙14-1</a>	<a href="#">別紙14-2</a>
〃 15号	〃	〃	<a href="#">別紙15-1</a>	<a href="#">別紙15-2</a>
〃 16号	〃	〃	<a href="#">別紙16-1</a>	<a href="#">別紙16-2</a>
〃 17号	金沢市有松三丁目1番32号	金沢漁業協同組合 代表理事組合長 八田伸一	<a href="#">別紙17-1</a>	<a href="#">別紙17-2</a>
〃 18号	〃	〃	<a href="#">別紙18-1</a>	<a href="#">別紙18-2</a>
〃 19号	〃	〃	<a href="#">別紙19-1</a>	<a href="#">別紙19-2</a>
〃 20号	かほく市夏栗い34番地	大海川漁業協同組合 組合長理事 谷口啓司	<a href="#">別紙20-1</a>	<a href="#">別紙20-2</a>
〃 21号	羽咋市千路町に71番地千路町会館	邑知瀉漁業協同組合 組合長理事 村俊雄	<a href="#">別紙21-1</a>	<a href="#">別紙21-2</a>
〃 22号	七尾市赤浦町ノ部131番地	鯉ヶ浦漁業協同組合 組合長理事 川島博章	<a href="#">別紙22-1</a>	<a href="#">別紙22-2</a>
〃 23号	輪島市町野町西時国16字8番地甲地	町野川漁業協同組合・ 柳田河川漁業協同組合 組合長理事 一二三秀仁	<a href="#">別紙23-1</a>	<a href="#">別紙23-2</a>
内区第1号	七尾市大津町ナ部44番地	氣戸佐俊ほか13人 (大津養魚組合)	<a href="#">別紙24-1</a>	<a href="#">別紙24-2</a>

2 免許の内容（漁業種類及び漁業の名称、漁場の位置及び区域、存続期間等）  
別紙のとおり

# 1. 石川県における内水面漁業権が免許されている河川・湖沼

○内の番号は内水面漁業権免許番号を示す。

青線は共同漁業権・緑線は区画漁業権漁場区域を示す。



1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
	う な ぎ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
	や ま め 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
	い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで

2 漁場の位置

加賀市地先

3 漁場の区域

次の基点第1号・ア、基点第2号・イの両直線間の大聖寺川本流（旧大聖寺川を含む。）並びに熊坂川、三谷川及び風谷川の全部の区域、基点第83号の1と基点第83号の2とを結ぶ直線から上流の大内谷川の本流及び支流の区域、基点第84号の1と基点第84号の2とを結ぶ直線から上流のダケノ谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から600メートル上流のアゾ谷川の本流及び支流の区域、基点第85号の1と基点第85号の2とを結ぶ直線から上流の南谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から450メートル上流のオソゲ谷川の本流及び支流の区域並びに基点第86号の1と基点第86号の2とを結ぶ直線から上流の大聖寺川本流及び支流の区域。ただし、千束川については千束滝から1,500メートル以上上流、女郎谷川については千束川との合流点から1,000メートル以上上流、杉の水川については基点第77号と基点第78号とを結んだ直線から上流の区域を除く。

基点第1号 加賀市塩屋町へ4番地の1（大聖寺川塩屋橋左岸）に設置した標柱

ア 基点第1号から20度05分の線と対岸との交差点

基点第2号 加賀市山中温泉我谷町イ5番地（我谷ダム堤防左岸）に設置した標柱

イ 基点第2号から68度30分の線と対岸との交差点

基点第77号 加賀市山中温泉杉の水町ハ66番地（村上橋右岸下流端）に設置した標柱

基点第78号 加賀市山中温泉杉の水町ハ65番地（村上橋左岸下流端）に設置した標柱

基点第83号の1 加賀市山中温泉大内町リ6-乙、7-乙合併（大内谷川と東ミス滝谷川との合流点の大内谷川右岸）に設置した標柱

基点第83号の2 加賀市山中温泉大内町ニ16-2番地（大内谷川と東ミス谷川との合流点の大内谷川左岸）に設置した標柱

基点第84号の1 加賀市山中温泉我谷町ハ4-乙1番地（ダケノ谷川右岸）に設置した標柱

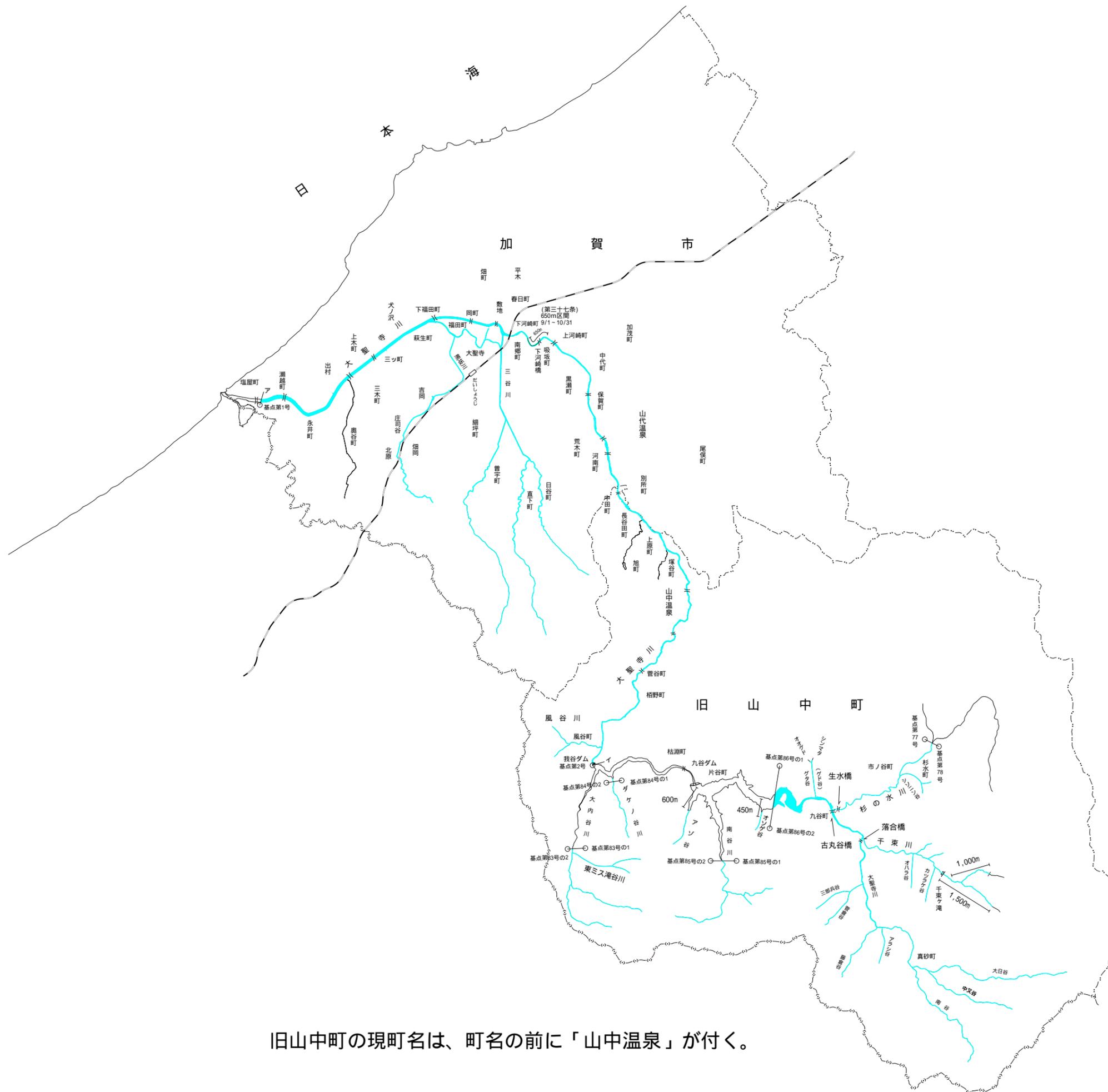
基点第84号の2 加賀市山中温泉我谷町ハ2-乙2番地（ダケノ谷川左岸）に設置した標柱

基点第85号の1 加賀市山中温泉片谷町ロ6-30番地（南谷川右岸）に設置した標柱

基点第85号の2 加賀市山中温泉片谷町ロ5-70番地（南谷川左岸）に設置した標柱

免  
許  
の  
内  
容  
た  
る  
べ  
き  
事  
項

	基点第86号の1 加賀市山中温泉小杉町イ4-9番地（大聖寺川右岸）に設置した標柱 基点第86号の2 加賀市山中温泉小杉町ハ1-2番地（大聖寺川左岸）に設置した標柱
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで
関係地区	加賀市



### 共同漁業漁場図

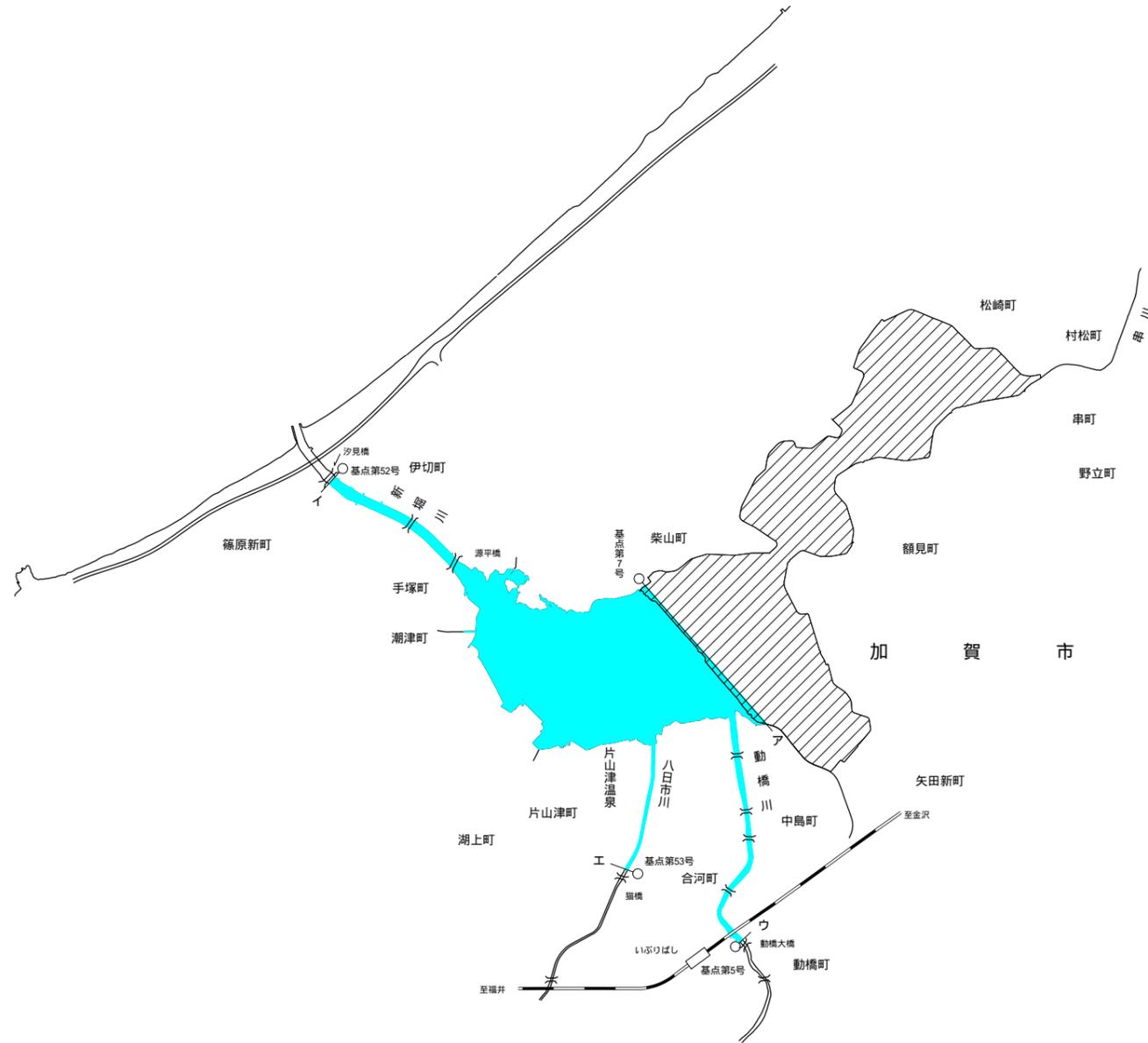
免許番号	内共第1号
河川・湖沼名	大聖寺川
漁業権者名	大聖寺川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



旧山中町の現町名は、町名の前に「山中温泉」が付く。

公示番号	内 共 第 2 号																	
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 241 708 293">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 241 970 293">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="970 241 1501 293">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 293 708 338">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 293 970 338">こ い 漁業</td> <td data-bbox="970 293 1230 338">1月 1日から</td> <td data-bbox="1230 293 1501 338">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 338 970 383">ふ な 漁業</td> <td data-bbox="970 338 1230 383">1月 1日から</td> <td data-bbox="1230 338 1501 383">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 383 970 427">う な ぎ 漁業</td> <td data-bbox="970 383 1230 427">1月 1日から</td> <td data-bbox="1230 383 1501 427">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで		ふ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで		う な ぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																
第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
	ふ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
	う な ぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
	2 漁場の位置 加賀市地先																	
	3 漁場の区域																	
	次の基点第7号・ア、基点第52号・イの両直線間の柴山潟及び新堀川の区域、基点第5号・ウの直線から下流の動橋川の区域並びに基点第53号・エの直線から下流の八日市川の区域。ただし、私有地上の水面を除く。																	
	基点第7号 加賀市柴山町コの部18番地（柴山潟締切り堤防北端）に設置した標柱																	
	ア 基点第7号から28度00分の線と対岸との交差点																	
	基点第52号 加賀市伊切町乙の部40番地（新堀川汐見橋上流端右岸）に設置した標柱																	
	イ 基点第52号から223度30分の線と対岸との交差点																	
	基点第5号 加賀市動橋町ロの75番地（動橋川動橋大橋下流端左岸）に設置した標柱																	
	ウ 基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点																	
	基点第53号 加賀市合河町ホの部132番地1地先（八日市川猫橋下流端右岸）に設置した標柱																	
	エ 基点第53号から286度00分の線と対岸との交差点																	
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで																	
関係地区	加賀市及び小松市																	



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第2号
河川・湖沼名	柴山潟
漁業権者名	柴山潟漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 3 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		こ い 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		ふ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		う な ぎ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		ぬまちちぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで
		てながえび漁業	1月 1日から 12月31日まで
	かじか 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 加賀市及び小松市地先		
	3 漁場の区域 次の基点第5号・アの直線から上流の動橋川本流の区域並びに那谷川、宇谷川及び四十九院川の区域 基点第5号 加賀市動橋町口の75番地（動橋川動橋大橋下流左岸）に設置した標柱 ア 基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	加賀市及び小松市		

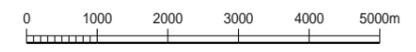


旧山中町の現町名は、町名の前に「山中温泉」が付く。

### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第3号
河川・湖沼名	いぶりばし 動橋川
漁業権者名	動橋川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 4 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 241 708 293">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 241 970 293">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 241 1501 293">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 293 708 338">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 293 970 338">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 293 1501 338">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 338 970 383">や ま め 漁業</td> <td data-bbox="970 338 1501 383">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 383 970 427">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="970 383 1501 427">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		や ま め 漁業	1月 1日から 12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで												
	や ま め 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
	い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
2 漁場の位置	小松市地先													
3 漁場の区域	次の基点第44号・ア、基点第44号の1・イの両直線間の梯川本流、梯川支流及び倉谷川の区域並びに基点第44号の2・ウの直線から上流の梯川本流及び支流の区域													
	基点第44号 小松市大野町イ18番地（梯川大野えん堤左岸）に設置した標柱													
	ア 基点第44号から164度00分の線と対岸との交差点													
	基点第44号の1 小松市赤瀬町辛の部22番地に設置した標柱													
	イ 基点第44号の1から68度00分の線と対岸との交差点													
	基点第44号の2 小松市大杉町丑の部66番地に設置した標柱													
	ウ 基点第44号の2から45度00分の線と対岸との交差点													
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	小松市													



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第4号
河川・湖沼名	かけはし 梯川
漁業権者名	大杉谷川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 5 号												
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 318 708 371">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 318 970 371">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 318 1501 371">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 371 708 501" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 371 970 412">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 371 1501 412">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 412 970 501">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="970 412 1501 501">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 501 708 546"></td> <td data-bbox="708 501 970 546">いわな 漁業</td> <td data-bbox="970 501 1501 546">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで											
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで											
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで											
2 漁場の位置	白山市、能美市及び小松市地先												
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号の1と基点第12号の2とを結ぶ直線から基点第13号・アの両直線間の手取川本流、和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の区域並びに基点第15号・イの直線から下流の大日川本流、堂川、杖川、コワ谷川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の区域</p> <p>基点第12号の1 能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川右岸に設置した標柱  基点第12号の2 能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川左岸に設置した標柱  基点第13号 白山市吉野トの部119の3の1番地（手取川釜清水えん堤右岸）に設置した標柱  ア 基点第13号から213度12分の線と対岸との交差点  基点第15号 白山市阿手町ヲの72番地（大日川阿手えん堤左岸）に設置した標柱  イ 基点第15号から110度48分の線と対岸との交差点</p>												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで												
関係地区	白山市（合併前の石川郡鶴来町、鳥越村、吉野谷村及び河内村に限る。）、能美市（合併前の能美郡辰口町に限る。）及び能美郡川北町並びに小松市												



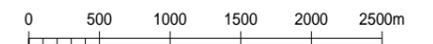
公示番号	内 共 第 6 号												
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 362 708 416">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 362 967 416">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="967 362 1525 416">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 416 708 461" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 416 967 461">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="967 416 1254 461">1月 1日から</td> <td data-bbox="1254 416 1525 461">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 461 967 506">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="967 461 1254 506">1月 1日から</td> <td data-bbox="1254 461 1525 506">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで										
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで												
関係地区	白山市（合併前の石川郡河内村に限る。）												



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第6号
河川・湖沼名	のうみだに 直海谷川
漁業権者名	白山手取川漁業協同組合

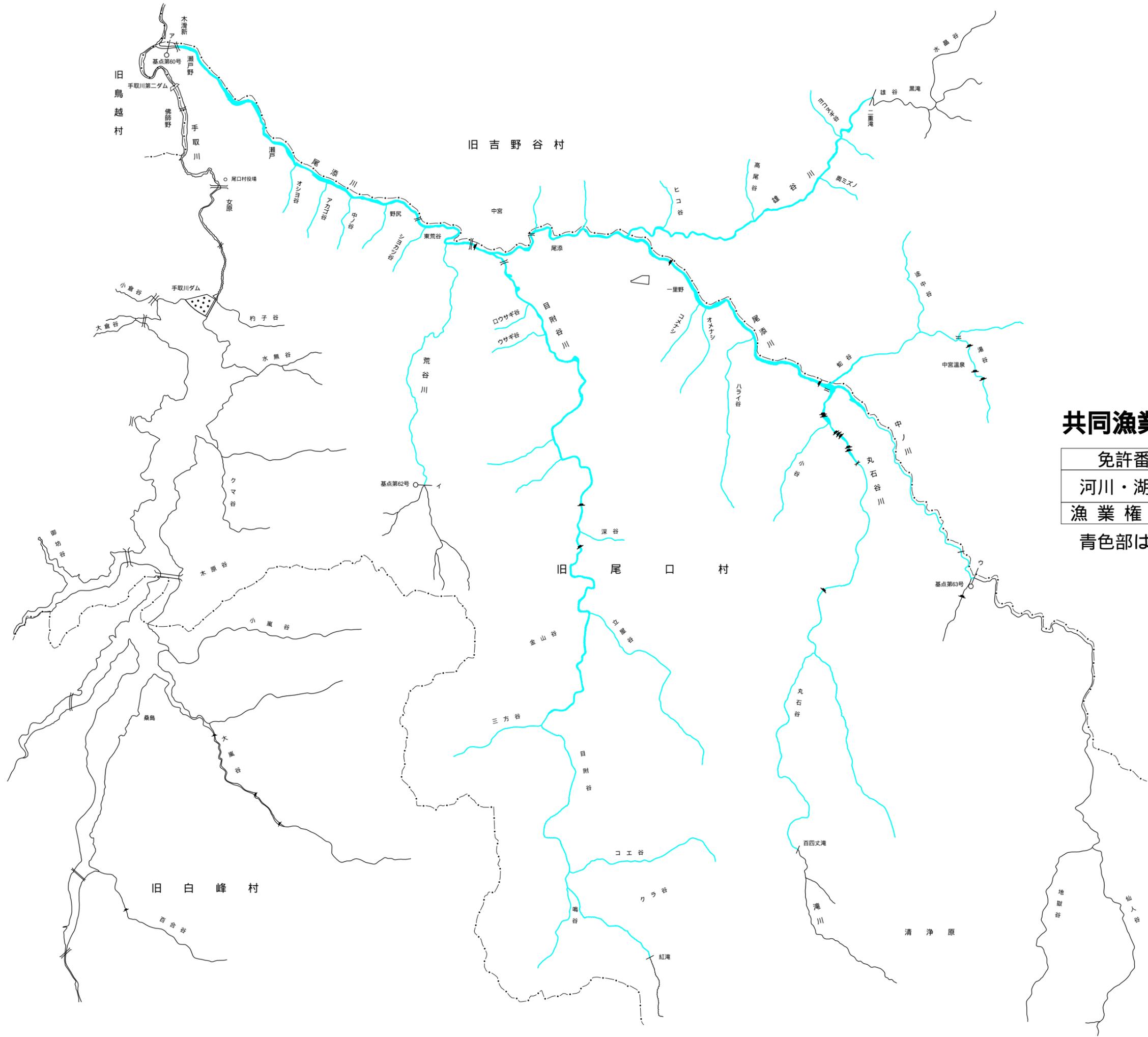
青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 7 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置		
	白山市地先		
	3 漁場の区域		
	次の基点第59号・アの直線と瀬波川とヒノキ谷川との合流点の間の瀬波川本流及び支流の区域。ただし、瀬波川と黒谷川合流点から上流部の支流（黒谷川を除く。）を除く。		
	基点第59号 白山市市原カの部15の3番地に設置した標柱		
	ア 基点第59号から0度00分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡吉野谷村及び尾口村に限る。）		



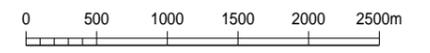
公示番号	内 共 第 8 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 362 708 416">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 362 967 416">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="967 362 1503 416">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 416 708 461" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 416 967 461">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="967 416 1254 461">1月 1日から</td> <td data-bbox="1254 416 1503 461">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 461 967 506">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="967 461 1254 506">1月 1日から</td> <td data-bbox="1254 461 1503 506">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置														
白山市地先														
3 漁場の区域														
次の基点第60号・アの直線から上流の尾添川本流及び支流の区域。ただし、基点第62号・イの直線から上流、尾添川支流目附谷川の紅滝から上流、尾添川支流雄谷川の二重滝から上流、基点第63号・ウの直線から上流及び尾添川支流丸石谷川の百四丈滝から上流の区域を除く。														
基点第60号 白山市瀬戸子部9の1番地（尾添川左岸）に設置した標柱														
ア 基点第60号から25度00分の線と対岸との交差点														
基点第62号 白山市荒谷口部5の16番地（荒谷川とマツガ平谷川との合流点）に設置した標柱														
イ 基点第62号から90度00分の線と対岸との交差点														
基点第63号 白山市尾添マ部4の2番地（中ノ川左岸）に設置した標柱														
ウ 基点第63号から10度00分の線と対岸との交差点														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）													



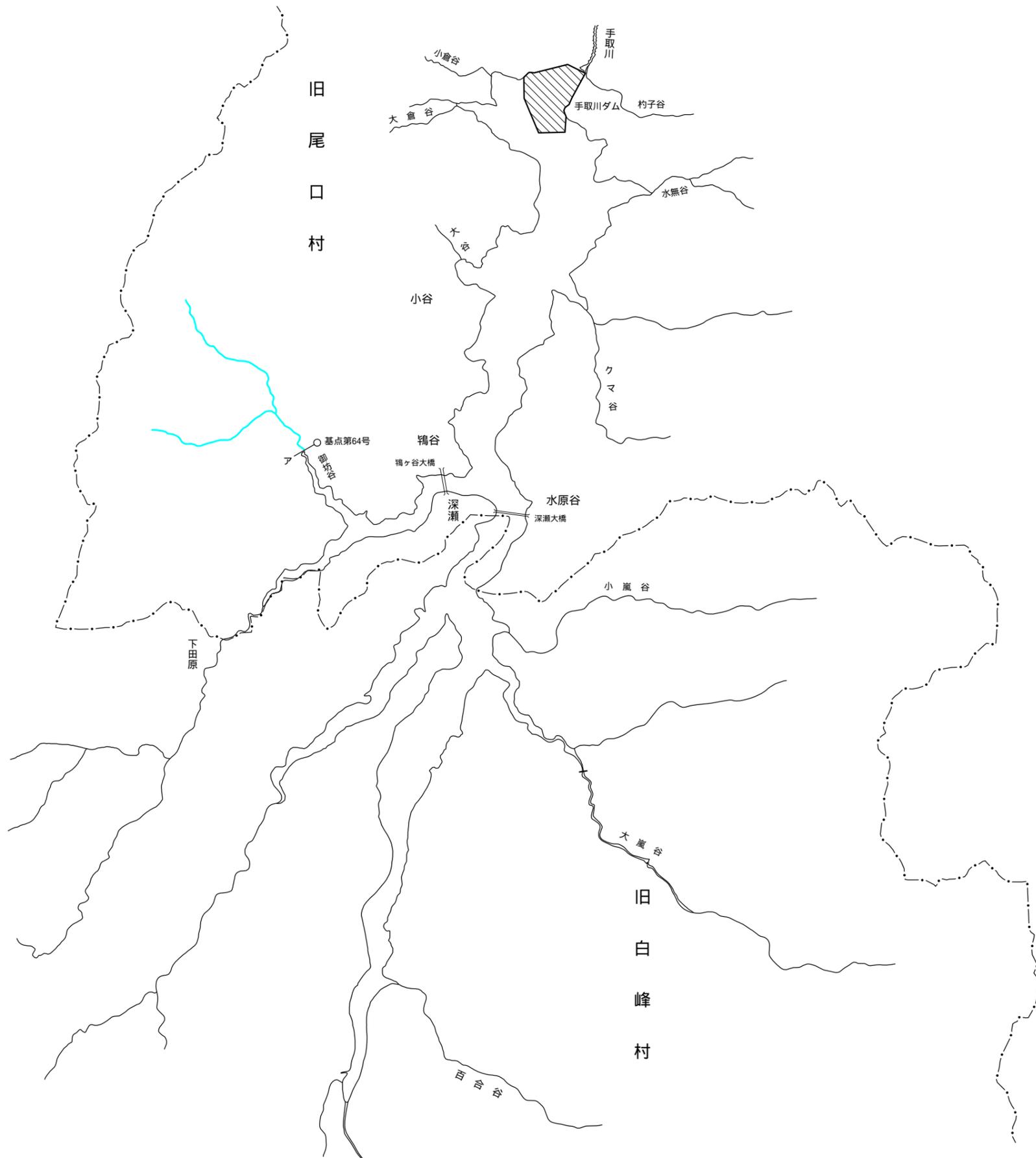
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第8号
河川・湖沼名	おそ尾添川
漁業権者名	白山手取川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 9 号														
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="402 365 1501 508"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 365 708 418">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 365 967 418">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="967 365 1501 418">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 418 708 463">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 418 967 463">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="967 418 1257 463">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 418 1501 463">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 463 708 508"></td> <td data-bbox="708 463 967 508">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="967 463 1257 508">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 463 1501 508">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第64号・アの直線から上流の御坊谷川の本流及び支流の区域 基点第64号 白山市鶉ヶ谷レ部32番地（御坊谷川とコロ谷川合流点の御坊谷川左岸）に設置した標柱 ア 基点第64号から79度00分の線と対岸との交差点</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）														



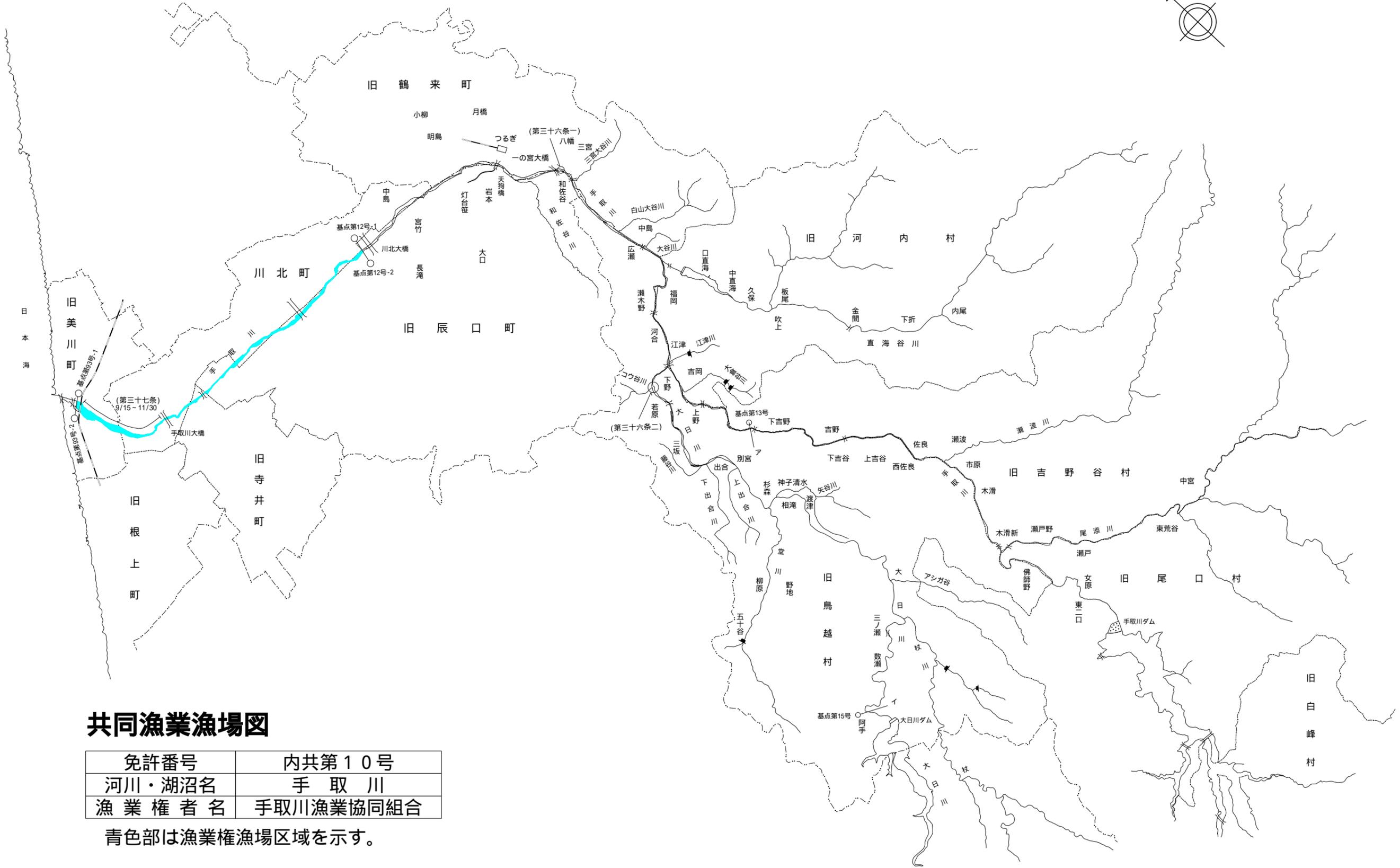
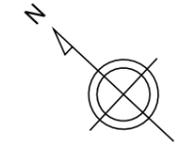
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第9号
河川・湖沼名	御坊谷川
漁業権者名	白山手取川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 0 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡美川町に限る）、能美郡川北町及び能美市		



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第10号
河川・湖沼名	手取川
漁業権者名	手取川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	小松市		

2 漁場の位置

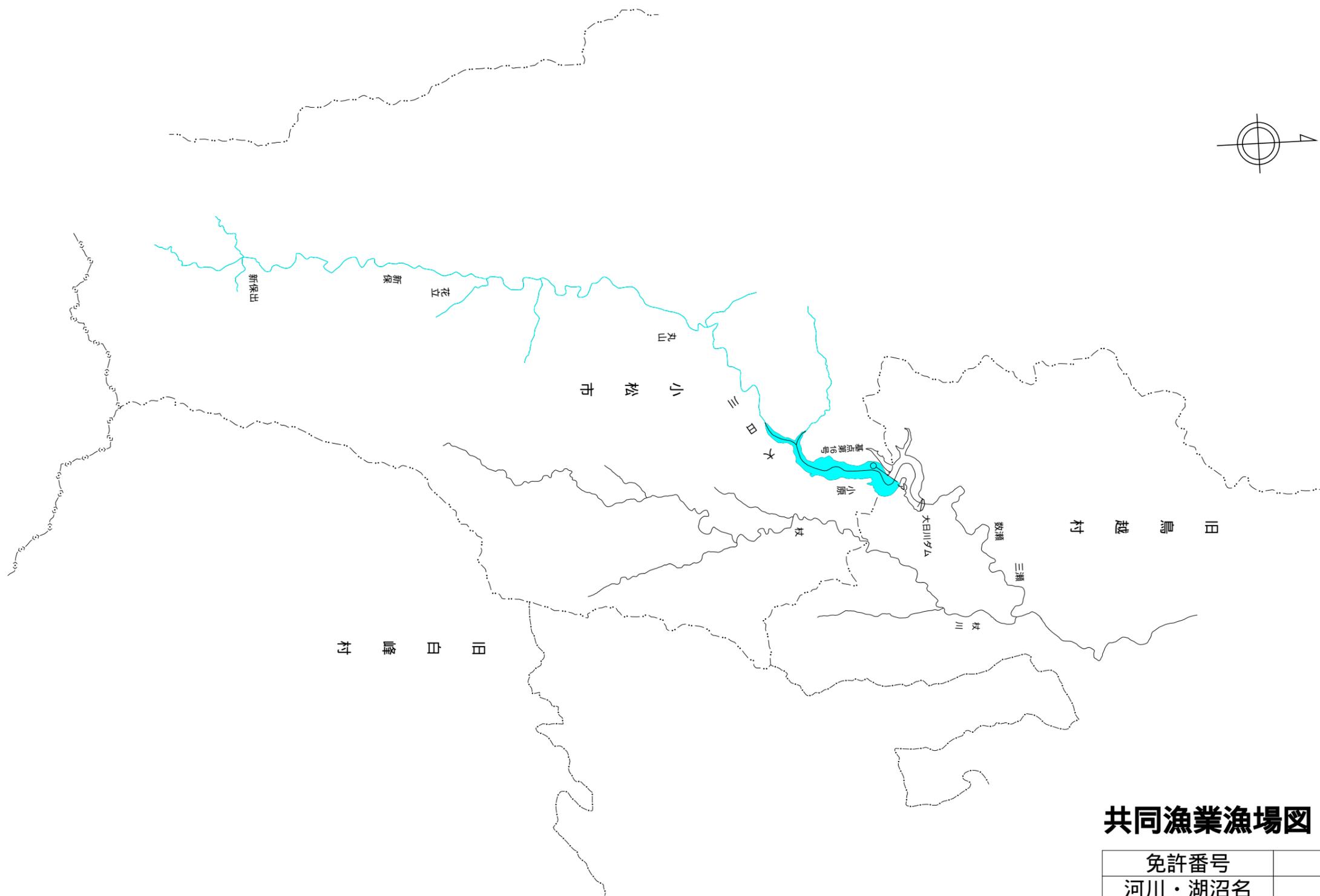
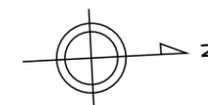
小松市地先

3 漁場の区域

次の基点第16号・アの直線から上流の大日川本流及び支流の区域

基点第16号 小松市小原町壬之部39番地（大日川左岸）に設置した標柱

ア 基点第16号から23度00分の線と対岸との交差点

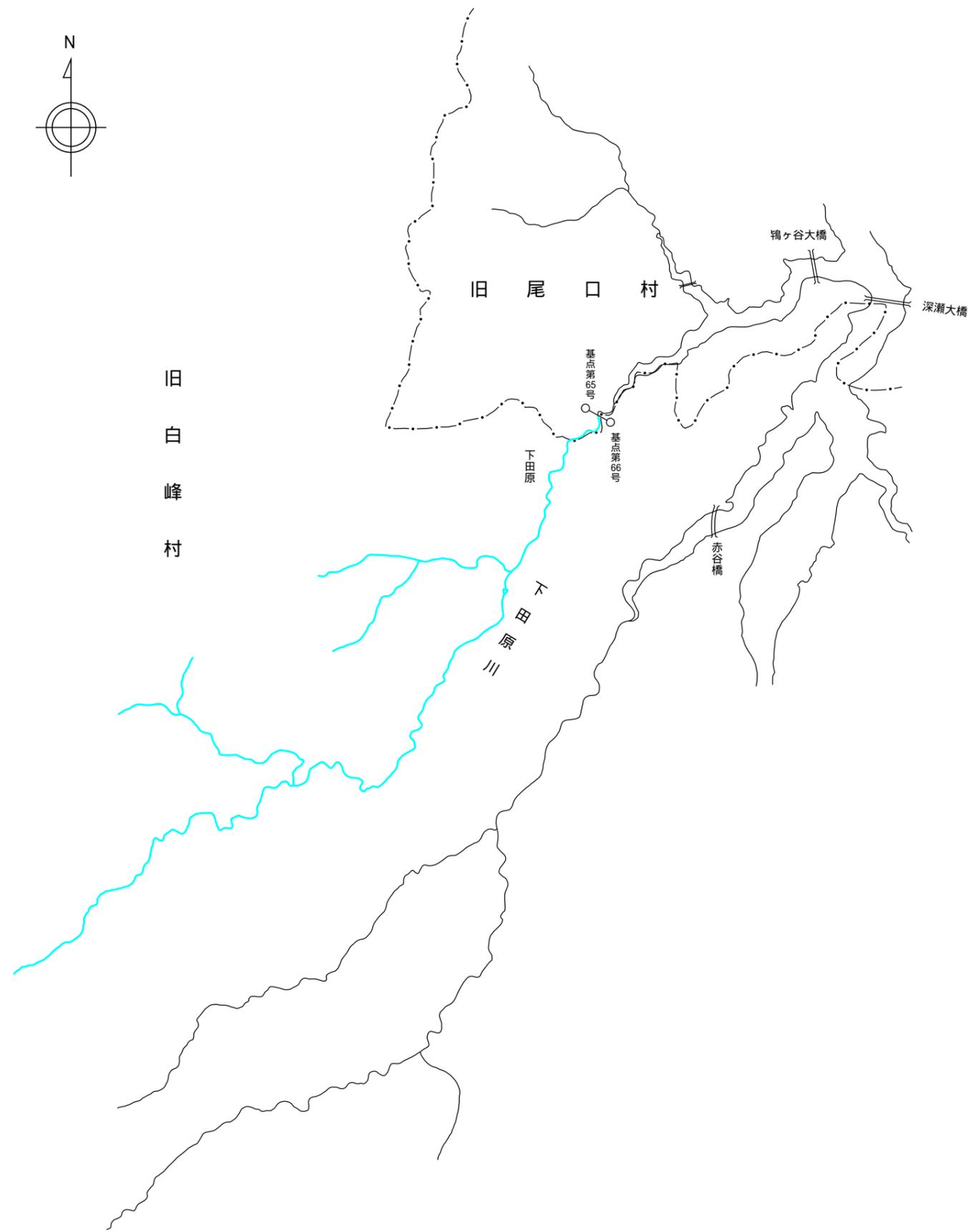


### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第11号
河川・湖沼名	大日川
漁業権者名	新丸漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。

公示番号	内 共 第 1 2 号														
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 318 708 371">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 318 970 371">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="970 318 1501 371">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 371 708 414">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 371 970 414">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="970 371 1187 414">1月 1日から</td> <td data-bbox="1187 371 1501 414">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 414 970 456">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="970 414 1187 456">1月 1日から</td> <td data-bbox="1187 414 1501 456">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
2 漁場の位置 白山市地先															
3 漁場の区域 次の基点第65号と基点第66号とを結んだ直線から上流の下田原川の本流及び支流の区域 基点第65号 白山市鴛ヶ谷ヨ部8番2（下田原川左岸）に設置した標柱 基点第66号 白山市鴛ヶ谷カ部13番1（下田原川右岸）に設置した標柱															
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村及び尾口村に限る。）														



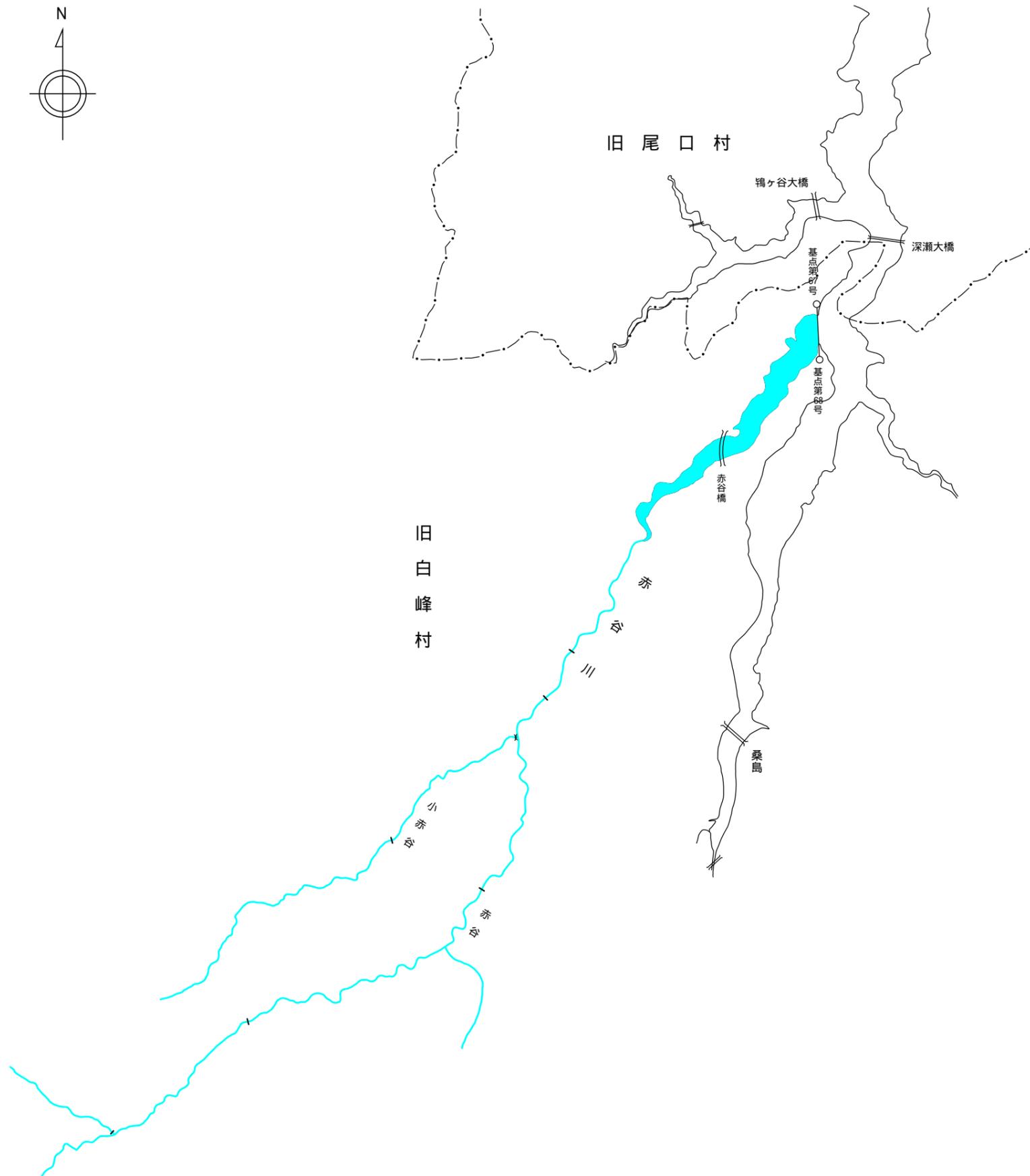
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第12号
河川・湖沼名	下田原川
漁業権者名	白峰漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 3 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）		



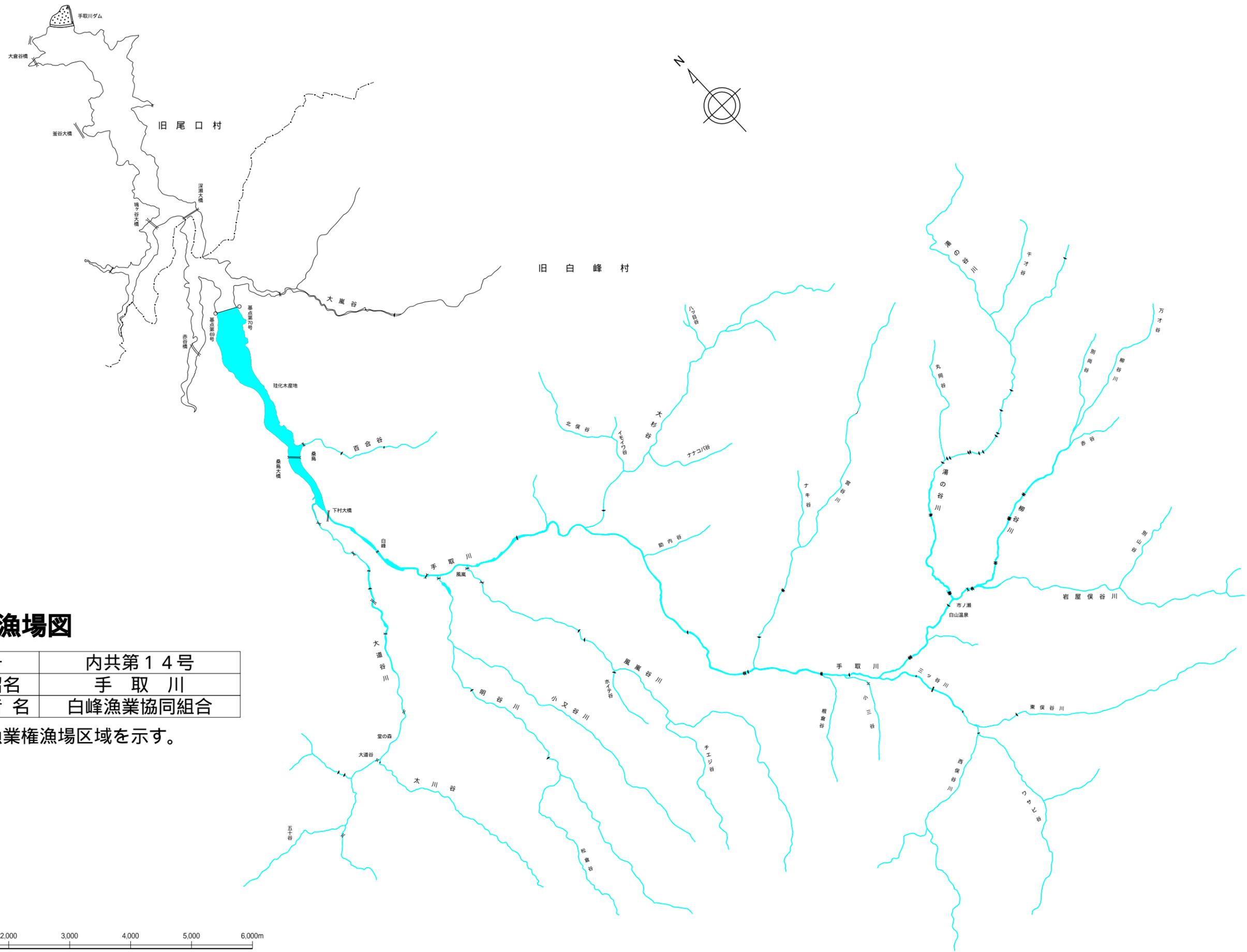
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第13号
河川・湖沼名	赤谷川
漁業権者名	白峰漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



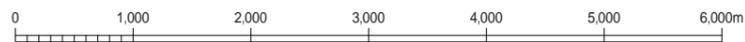
公示番号	内 共 第 1 4 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）		



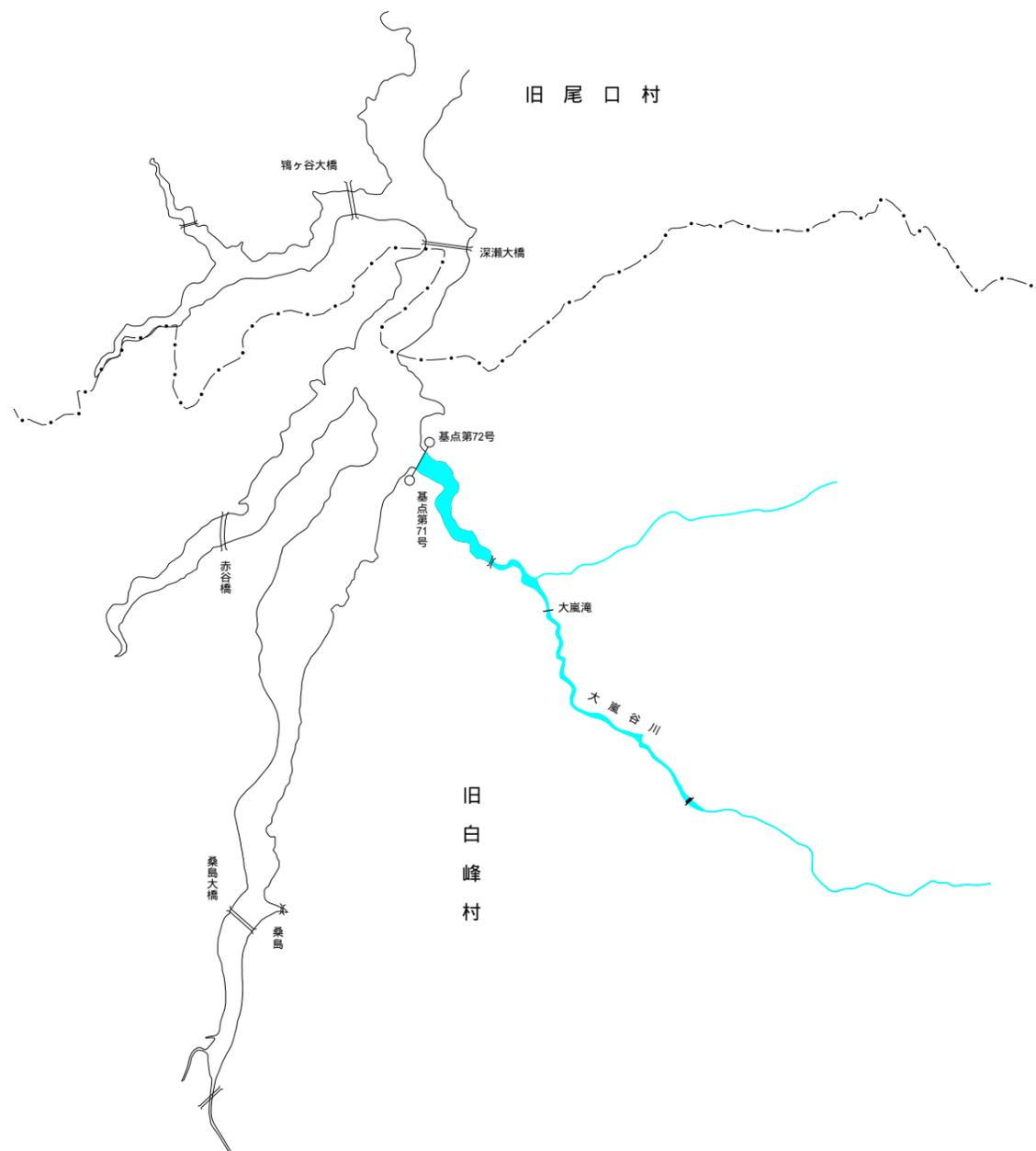
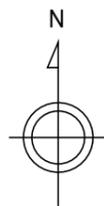
## 共同漁業漁場図

免許番号	内共第14号
河川・湖沼名	手取川
漁業権者名	白峰漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 5 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）		



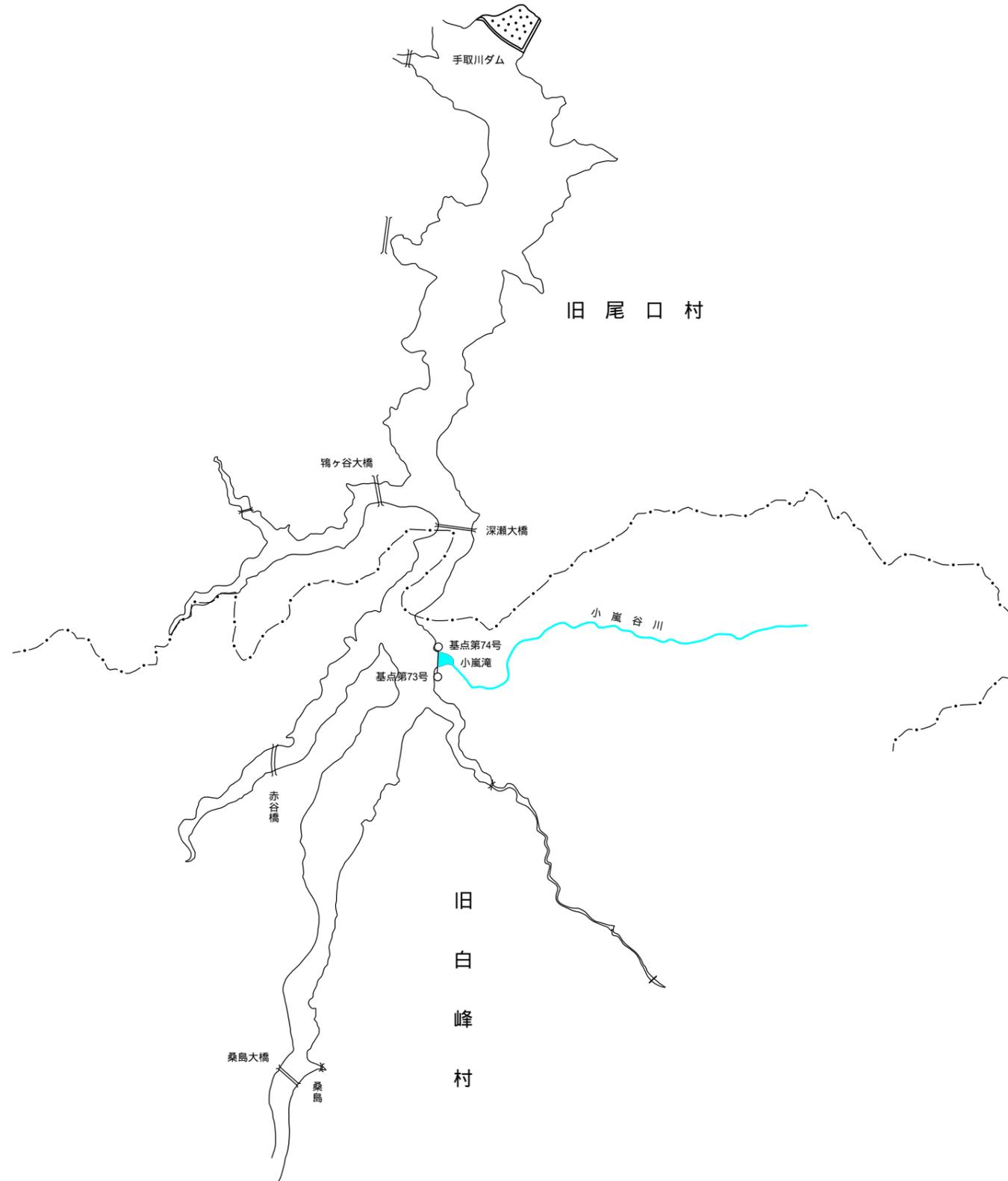
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第15号
河川・湖沼名	大嵐谷川
漁業権者名	白峰漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 6 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）		



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第16号
河川・湖沼名	小嵐谷川
漁業権者名	白峰漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



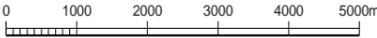
公示番号	内 共 第 17 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで
	かじか 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置		
	金沢市地先		
	3 漁場の区域		
	次の基点第17号・ア、基点第18号・イの両直線間の犀川本流の区域並びに基点第19号・ウ、基点第20号・エの両直線間の犀川本流の区域及び内川の全部の区域。ただし、内川については、犀川浄水場取水口えん堤(金沢市小原町地内)の下流端の線から堂大橋(金沢市堂町地内)の上流端の線までの区域を除く。		
	基点第17号 金沢市普正寺町6の66番地(犀川橋右岸)に設置した標柱		
	ア 基点第17号から188度15分の線と対岸との交差点		
	基点第18号 金沢市片町2丁目32番10号(犀川右岸)に設置した標柱		
	イ 基点第18号から231度00分の線と対岸との交差点		
	基点第19号 金沢市十三間町77番地(犀川大橋上流右端から98メートル)に設置した標柱		
	ウ 基点第19号から241度00分の線と対岸との交差点		
	基点第20号 金沢市寺津町丙の42番地(犀川寺津えん堤右岸)に設置した標柱		
	エ 基点第20号から228度00分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	金沢市		



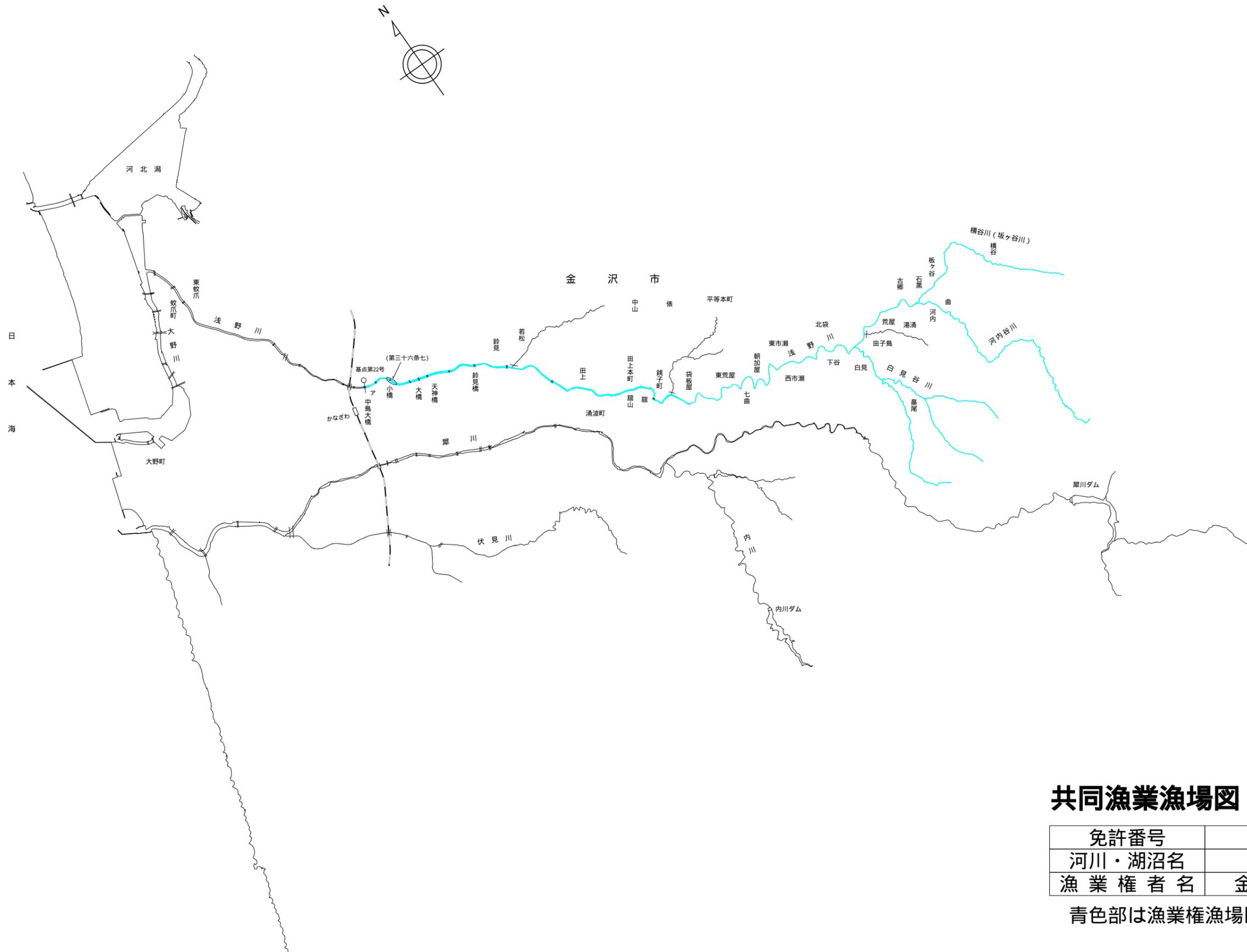
**共同漁業漁場図**

免許番号	内共第17号
河川・湖沼名	犀川
漁業権者名	金沢漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 1 8 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		や ま め 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
か じ か 漁業		1月 1日から 12月31日まで	
2 漁場の位置	金沢市地先		
3 漁場の区域	次の基点第22号・アの直線から上流の浅野川本流及び白見谷川の全部の区域 基点第22号 金沢市淵上町172番地（浅野川中島橋右岸）に設置した標柱 ア 基点第22号から220度00分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	金沢市		



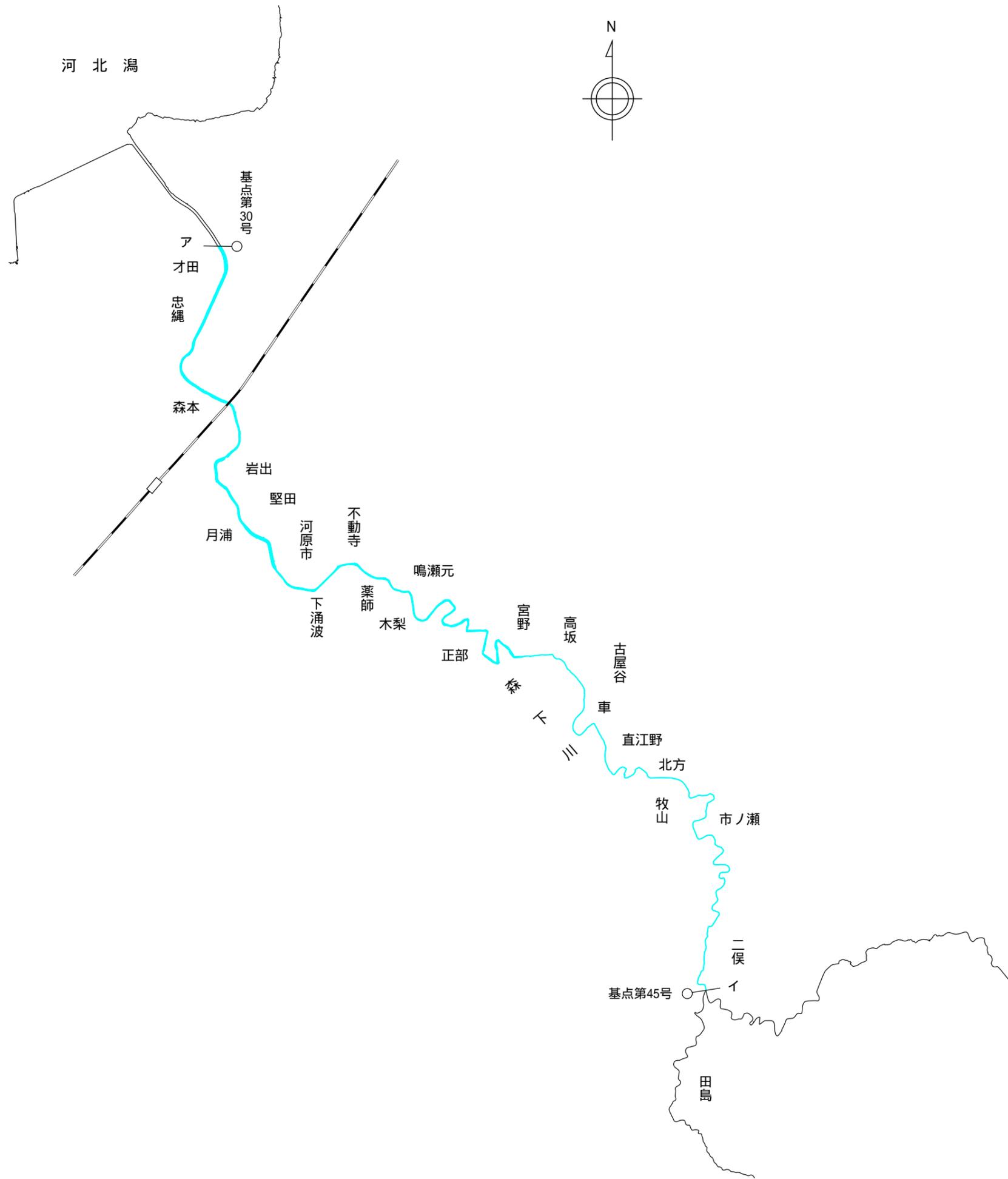
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第18号
河川・湖沼名	浅野川
漁業権者名	金沢漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



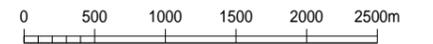
公示番号	内 共 第 1 9 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業 や ま め 漁業 (さくらます)	4月 1日から 翌年 2月末日まで 1月 1日から 12月31日まで
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	金沢市		



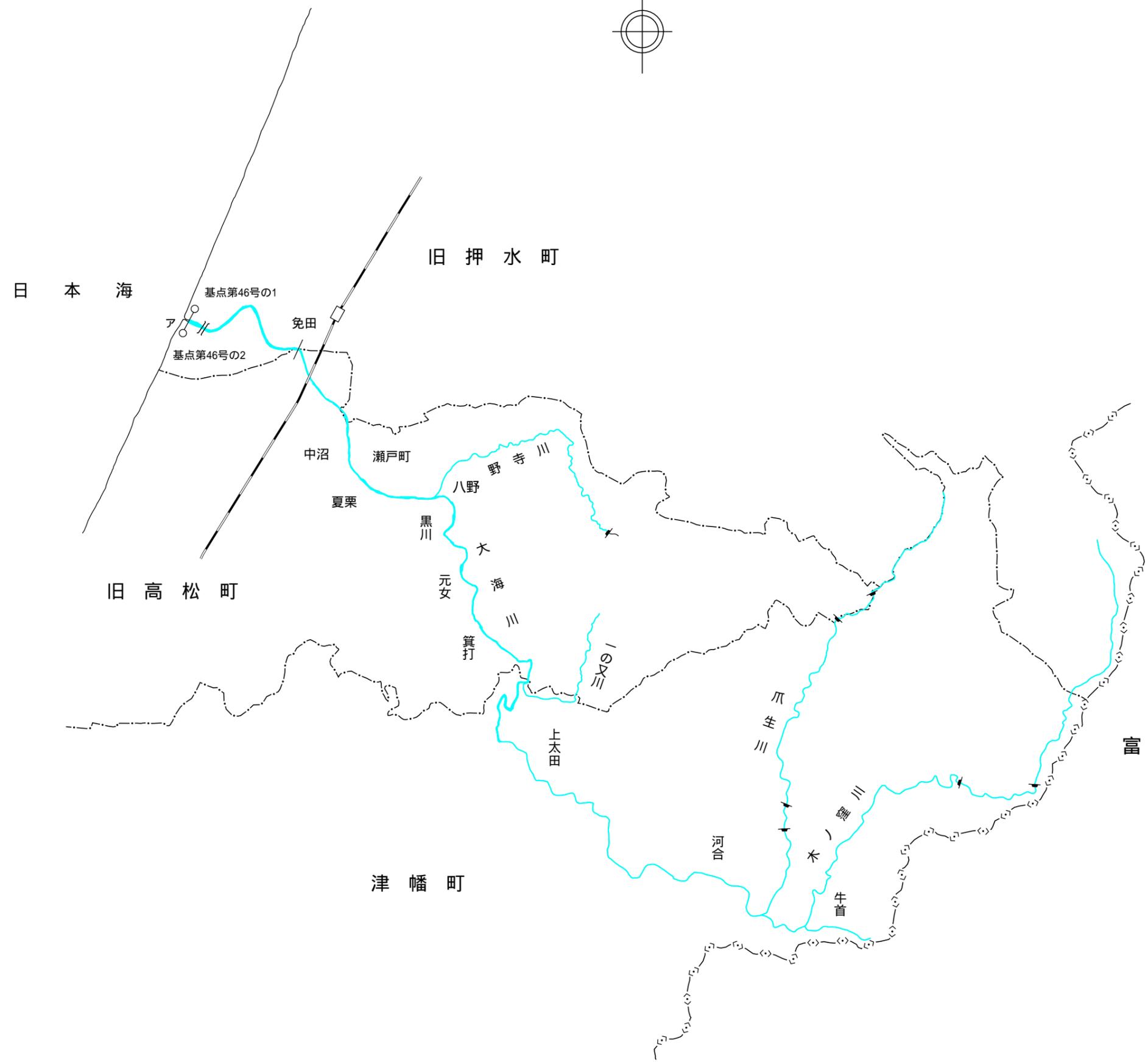
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第19号
河川・湖沼名	もりもと 森下川
漁業権者名	金沢漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



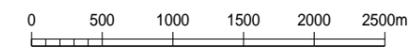
公示番号	内 共 第 20 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	羽咋郡宝達志水町（合併前の羽咋郡押水町に限る。）、かほく市（合併前の河北郡高松町に限る。）及び河北郡津幡町		



### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第20号
河川・湖沼名	おおみ 大海川
漁業権者名	大海川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 共 第 2 1 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	ふ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	羽咋市		

2 漁場の位置

羽咋市地先

3 漁場の区域

次の基点第34号・アの直線から上流の羽咋川本流の区域並びに基点第35号・イ、基点第36号・ウ、基点第37号・エ及び基点第38号・オの4直線間の邑知潟の区域

基点第34号 羽咋市（羽咋川河口右岸）に設置した標柱

ア 基点第34号から194度15分の線と対岸との交差点

基点第35号 羽咋市吉崎町子の部56番地（吉崎川左岸）に設置した標柱

イ 基点第35号から42度30分の線と対岸との交差点

基点第36号 羽咋市入合地（本江町、堀替新町及び菱分町）領地先7の2番地（飯山川左岸）に設置した標柱

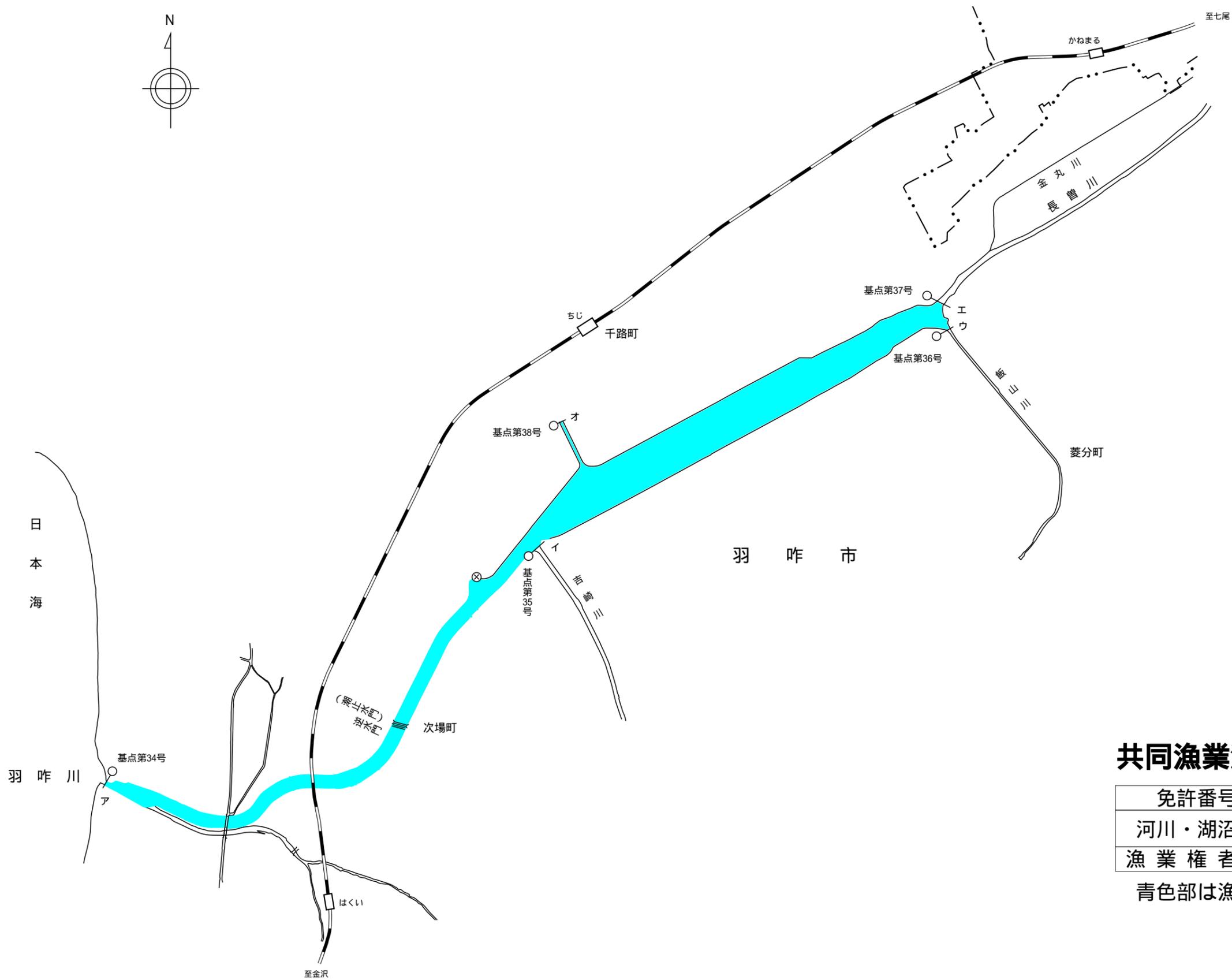
ウ 基点第36号から55度00分の線と対岸との交差点

基点第37号 羽咋市金丸出町ホの部116番地（締切り堤防左岸）に設置した標柱

エ 基点第37号から117度00分の線と対岸との交差点

基点第38号 羽咋市千路町乙の部1番地に設置した標柱

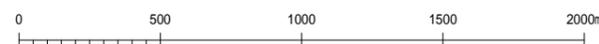
オ 基点第38号から64度30分の線と対岸との交差点



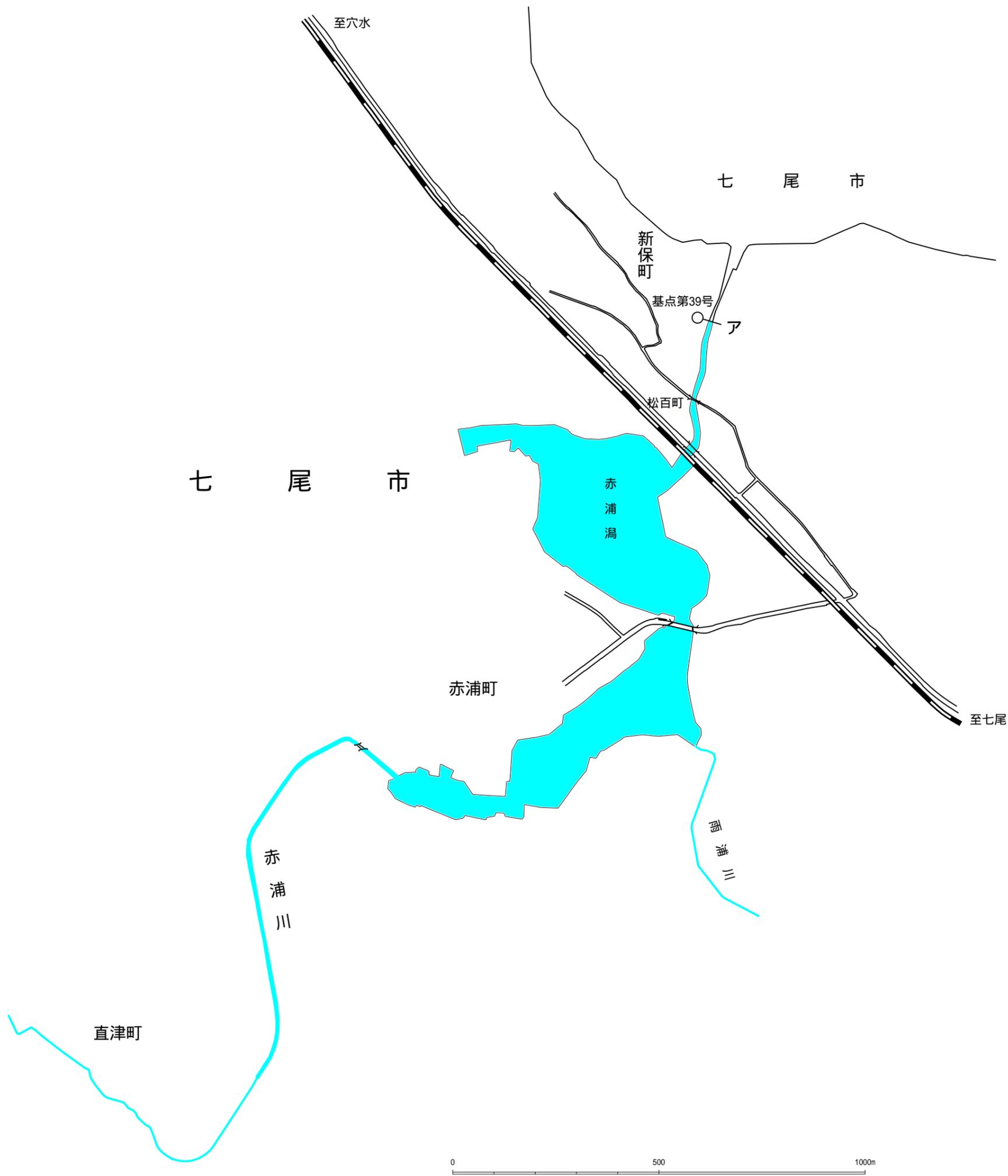
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第21号
河川・湖沼名	あうち 邑知潟
漁業権者名	邑知潟漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



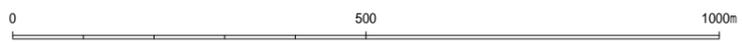
公示番号	内 共 第 2 2 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 320 710 369">漁業の種類</th> <th data-bbox="710 320 970 369">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="970 320 1528 369">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 369 710 418">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="710 369 970 418">こ い 漁業</td> <td data-bbox="970 369 1182 418">1月 1日から</td> <td data-bbox="1182 369 1528 418">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 418 710 472"></td> <td data-bbox="710 418 970 472">わかさぎ 漁業</td> <td data-bbox="970 418 1182 472">1月 1日から</td> <td data-bbox="1182 418 1528 472">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで		わかさぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	わかさぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置	七尾市赤浦町及び松百町地先													
3 漁場の区域	次の基点第39号・アの直線から上流の赤浦潟の区域並びに赤浦川及び雨浦川の全部の区域													
	基点第39号 七尾市松百町52番地（赤浦潟水門左岸）に設置した標柱													
	ア 基点第39号から109度17分の線と対岸との交差点													
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	七尾市													



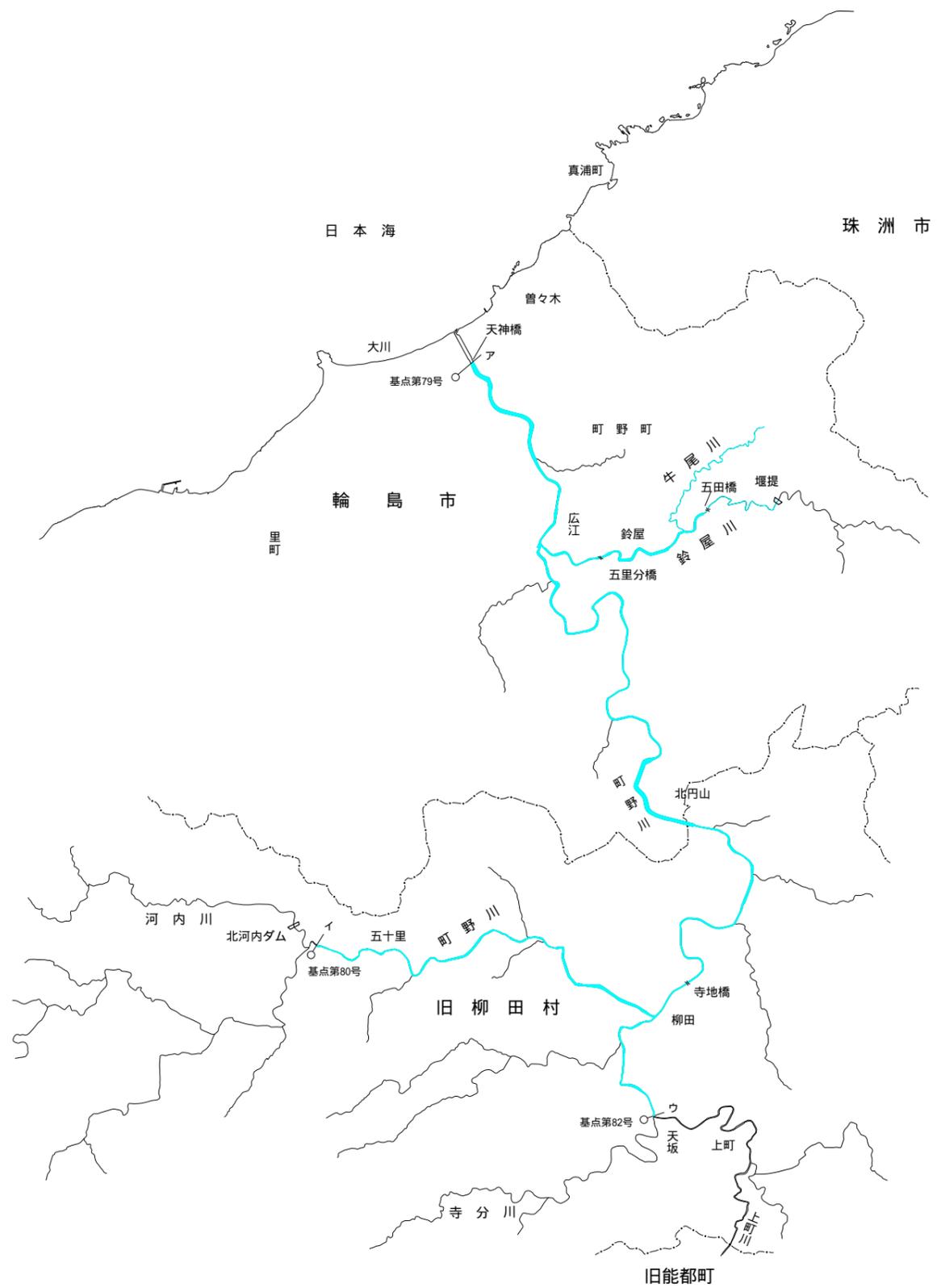
**共同漁業漁場図**

免許番号	内共第22号
河川・湖沼名	赤浦潟
漁業権者名	鯉ヶ浦漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



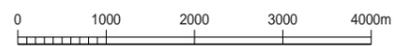
公示番号	内 共 第 2 3 号										
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 318 708 367">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 318 970 367">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 318 1500 367">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 367 708 416">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 367 970 416">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 367 1500 416">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 416 970 465">か じ か 漁業</td> <td data-bbox="970 416 1500 465">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで									
2 漁場の位置	輪島市及び鳳珠郡能登町地先										
3 漁場の区域	次の基点第79号・ア、基点第80号・イの両直線間の町野川本流の区域、鈴屋川に設置された堰(えん)堤(輪島市町野町寺山17字26番地)の下流端の線から下流の町野川支流鈴屋川の区域、鈴屋川支流牛尾川の全部の区域及び基点第8										
2号・ウの直線から下流の町野川支流上町川の区域	基点第79号 輪島市町野町字大川12字袖川原36の11番地(天神橋左岸上流端)に設置した標柱										
ア	基点第79号から40度00分の線と対岸との交差点										
基点第80号	鳳珠郡能登町字五十里コ部22番地(五十里ダム右岸下流端)に設置した標柱										
イ	基点第80号から28度00分の線と対岸との交差点										
基点第82号	鳳珠郡能登町字天坂乙2字22番地(上町川と寺分川との合流点左岸)に設置した標柱										
ウ	基点第82号から225度00分の線と対岸との交差点										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	輪島市及び鳳珠郡能登町(合併前の鳳至郡柳田村に限る。)										



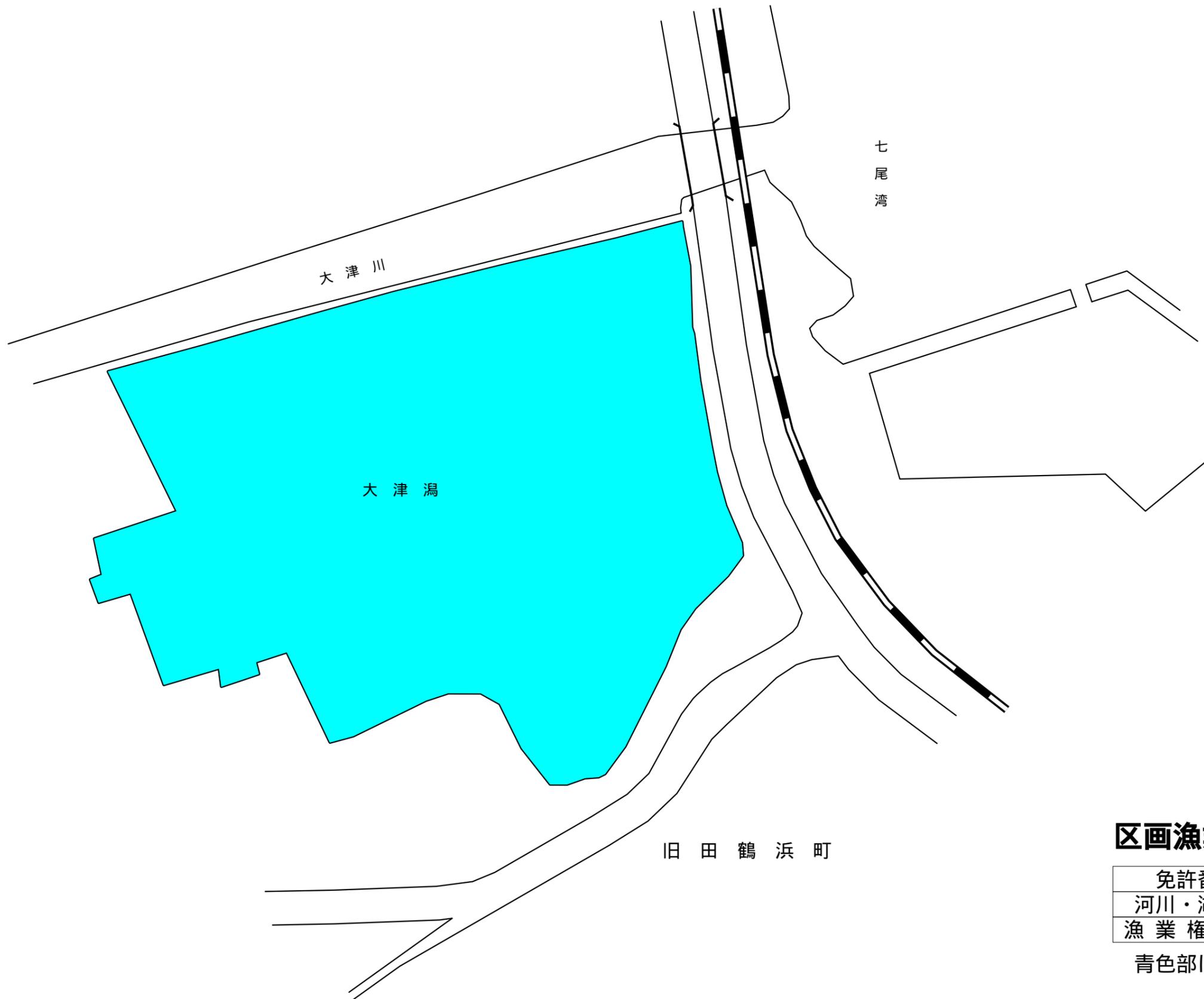
### 共同漁業漁場図

免許番号	内共第23号
河川・湖沼名	町野川
漁業権者名	町野川漁業協同組合 柳田河川漁業協同組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。



公示番号	内 区 第 1 号								
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="403 439 1490 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 439 713 528">漁業の種類</th> <th data-bbox="713 439 971 528">漁業の名称</th> <th data-bbox="971 439 1490 528">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 528 713 622">第2種区画漁業</td> <td data-bbox="713 528 971 622">うなぎ 養殖業</td> <td data-bbox="971 528 1490 622">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市地先</p> <p>3 漁場の区域 大津潟の区域</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第2種区画漁業	うなぎ 養殖業	1月 1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期							
第2種区画漁業	うなぎ 養殖業	1月 1日から 12月31日まで							
存続期間	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで								
個別漁業権 又は団体漁業権の別	個別漁業権								



**区画漁業漁場図**

免許番号	内区第1号
河川・湖沼名	大津潟
漁業権者名	大津養魚組合

青色部は漁業権漁場区域を示す。

